

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「要綱」という。）5条1項の規定に基づく愛の手帳交付申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し令和2年12月17日付けで行った愛の手帳交付申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものと解される。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件処分は違法又は不当であると主張していると解される。

I Qが30と低いのであるから愛の手帳非該当は不当である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年9月2日	諮問
令和3年10月26日	審議（第60回第4部会）
令和3年11月16日	審議（第61回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 要綱等の定め

- (1) 要綱1条は、この要綱は、知的障害者、知的障害児（以下「知的障害者」と総称する。）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付し、もって知的障害者の福祉の増進に資することを目的とするとし、要綱2条1項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例により都が設置した児童相談所又は東京都心身障害者福祉センター条例により設置した心障センターにおいて、知的障害（知的機能の障害が発達期（18歳未満）に現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態）と判定された者に対して交付するとしている。
- (2) 要綱3条1項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付申請書に当該知的障害者の写真を添え、その者が18歳以上の場合にあつては心障センターを判定機関とし、判定機関の長を経由して、処分庁に申請しなければならないとしている。

この場合において、要綱3条4項及び4条は、愛の手帳交付

申請書を受理した心障センター所長は、「知的障害（愛の手帳）総合判定基準表」（別紙１。以下「総合判定基準表」という。）及び被判定者が１８歳以上である場合は要綱別表４「知的障害（愛の手帳）判定基準表（１８歳以上 成人）」（別紙２。以下「個別判定基準表」という。）に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に添付して処分庁に進達しなければならないとしている。

そして、要綱５条１項は、処分庁は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条２項及び３項は、同条１項の規定により交付申請を却下するときは、心障センター所長を経由して愛の手帳交付申請却下通知書により行うものとしている。

なお、総合判定基準表によれば、障害の度数について、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上『軽度』と判定され、またプロフィールがおおむね『４』程度のものに該当するもの」が、「４度（軽度）」と判定され、「各種の診断の結果、知的障害の程度が判定不能で、またプロフィールについても、その程度の判定が非常に困難であるとき」が、「程度不明」に該当するとされており、最も重度である「１度（最重度）」から最も軽度である「４度（軽度）」までの度数及び「程度不明」のいずれにも該当しないと判定されたときが「非該当」に当たるとされている。

- (3) 要綱１２条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目（昭和４２年３月２０日付４２民児精発第５８号）４・(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等は、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとし、また、同・(4)は、程度別総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考

として行うものとしている。

2 請求人の知的障害に係る総合判定

次に、心障センター所長が作成した本件判定書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

(1) 個別判定基準表によるプロフィール

ア 知能測定値

令和2年10月23日に実施した鈴木ビネー改訂版検査による知能指数は、IQ30と判定されており、これは個別判定基準表における「2度（知能指数及びそれに該当する指数がおおむね20～34）」に相当する。

イ 知的能力

請求人は、スマートフォンを活用し、インターネットやメッセージツールが利用できているほか、自由時間にはオンラインゲームをプレイすることもできている。

しかし、指示理解に困難な面があることや買い物における細かい会計は難しいなど、配慮が必要な面がある。

これらのことから、個別判定表における「4度（テレビ、新聞等のある程度日常生活に利用できる、給料等の処理ができる）」に相当すると判定されている。

ウ 職業能力

請求人は、調理師の専門学校に進学した後、調理師免許を取得しているが、レストランでのアルバイトは約1か月で解雇されている。また、障害者枠で企業に採用され、アルバイトをした経験があり、指示を理解できないことはあったが、パソコンで名刺のデータ入力を行っていたとの陳述があった。

以上のことから、個別判定基準表における「4度（単純作業は可能であるが、時に助言等が必要）」に相当すると判定さ

れている。

エ 社会性

請求人は、面接でのやり取りにおいて敬語を使用して会話を行っていたが、じっとしていることが難しく、貧乏ゆすりを抑えることができなかった。また、学生時代には友人がいたが、その関係は大学の中だけにとどまったとの陳述があった。一方で、外出は可能であり、自由時間に〇〇に出かける、御朱印巡りをするとの陳述があった。

以上のことから、個別判定基準表における「4度（対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能。また、適当な援助のもとに、社会生活が可能）」と判定されている。

オ 意思疎通

請求人は、面接において質問に対し、質問の意図から外れたり話が脱線したりすることはあるが、一通り自分で答えることができていた。また、スマートフォンを用いてメッセージアプリを利用することが可能であるとの陳述があった。

以上のことから、個別判定基準表における「4度（日常生活（意思疎通）が可能。また簡単な文字を通じた意思疎通が可能）」と判定されている。

カ 身体的健康

請求人は、面接当時、精神科治療のために医療機関に通院しているという陳述があったが、現在治療を要する身体疾患については、陳述はなかった。

しかし、過量服薬をしてしまうことがあり、健康管理には注意が必要な面がある。

以上のことから、「4度（健康であり、特に注意を必要としない）」に相当すると判定されている。

キ 日常行動

請求人は、週に数回興奮して大声で騒ぐことがあり、また、スケジュールの変更を事前に知らせてもらわないと、対応できずに癩癩を起こすことがある。食事に関しては、自分の限界がわからず、食べ過ぎて吐いてしまう。睡眠に関しては、寝つきが悪く夜中に目が覚めてしまうことがある。

以上のことから、「3度（日常行動にたいした支障はないが、配慮が必要）」に相当すると判定されている。

ク 基本的生活

請求人は、食事の用意は単独で可能で、卵焼きやカップラーメンを作ることができ、包丁や火器のような危険物の扱いも単独で可能である。一方、交通機関の利用は、初めての場所に行く際には2～3回の練習が必要である。排泄の始末や入浴、身だしなみは不十分で、声掛けが必要である。衣服の着脱に関しては、ボタンの掛け違いがあり、母の手伝いを要する。簡単な買い物は可能だが、釣銭計算は不十分で、小銭は使わずお札か電子マネーで支払をする。

以上のことから、「3度（身近生活の処理がおおむね可能）」に相当すると判定されている。

ケ 以上のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、全8項目のうち、「2度」は1項目（知能測定値）、「3度」は2項目（日常行動及び基本的生活）、「4度」は5項目（知的能力、職業能力、社会性、意思疎通及び身体的健康）が相当するとされている。

(2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見

医学的所見欄には「愛の手帳非該当」と、心理学的所見欄には「CA26」、「MA4：10」、「IQ30（鈴木ビネー改訂版）」、「R2.10.23実施 精神症状等の影響で本来の能力を発揮できていない可能性がある。」と、社会診断所見欄には

「知的障害に起因する日常生活上の支障は認められない」と記載されている。

(3) 程度不明・非該当理由

「愛の手帳交付の基準に基づき判定した結果、客観的資料、その他聴取内容等から総合的に判断し、発達期（18歳未満）までに愛の手帳に該当する程度の知的障害の状態にあったとは認められないため。」と記載されている。

(4) 過去資料の内容

請求人が令和2年11月2日に心障センターに提出した知能検査の結果（平成26年6月12日に実施したW A I S - III成人知能検査の結果）には、請求人について全検査IQ = 83と記載されていた。

(5) 総合判定

本件申請は、18歳以上の者からの新規申請であることから、総合判定に当たっては、請求人が現在、愛の手帳に該当する程度の知的障害の状態にあることに加え、発達期（18歳未満）までに知的機能の障害が現れていたことを確認する必要があるとされている。

しかし、発達期（18歳未満）の資料として、請求人から提出された成人機能検査の結果（平成26年6月12日実施）や意思疎通等の様子を踏まえると、発達期（18歳未満）から知的障害を有していたとは判断できないとされており、その他発達期（18歳未満）までに知的機能の障害が現れたと判断するに足る客観的資料も得られていない。

そして、上記(1)ないし(3)の記載内容に加え、上記(4)の本件申請に当たって請求人から提出された過去資料を総合して判定すると、請求人の日常生活上の支障が知的障害に起因するとの判断ができず、また、発達期（18歳未満）までに愛の手帳に該

当する程度の知的障害の状態にあったとは判断できないため、請求人の愛の手帳の度数判定は「非該当」とするのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点があるとは認められない。

3 請求人の主張

請求人は、前記第3のことから、本件処分が違法、不当である旨主張しているものと解される。

しかし、上記1・(2)及び(3)のとおり、愛の手帳における障害の程度の認定は、申請書及び判定書の内容を総合的に判定して決定されるものと解すべきであるところ、本件申請書及び本件判定書によれば、請求人の日常生活上の支障が知的障害に起因するとの判断ができず、また、発達期（18歳未満）までに愛の手帳に該当する程度の知的障害の状態にあったとは判断できないため、「非該当」と判断するのが相当であることは、上記2のとおりであるから、IQが30と低いとの請求人の主張をもって、本件処分がただちに違法又は不当なものであるということとはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙1及び別紙2（略）